

令和6年度歳入 国民健康保険料納入通知書・国民健康保険料額決定通知書

＜均等割額の2割の減額に該当しているかの確認箇所＞

年 月 日現在で作成しています。

通知書以前にお知らせした額です。
通知書によりお知らせする今回決定した額です。
年 月 日頃までの納付分です。
(特例徴収分については、納付済額に反映する時期が異なります。)

●通知書の交付理由
●保険料の納付方法

国民健康保険は被保険者の保険料で運営されています。
保険料は、納期前までにお支払いください。
別紙の減免要件に該当するときは、申請により保険料が
減免されることがありますので、お確かめください。

(お問い合わせ先)

保険料の納付義務者

国民健康保険では世帯を単位として保険料を算定します。
保険料の納付は、国民健康保険の被保険者資格の有無にかかわらず、
被保険者の属する世帯の世帯主をお願いします。

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の
翌日から起算して3か月以内に愛知県国民健康保険審査会に対して審査
請求をすることができます。また、審査請求後に取消訴訟を提起する
こともできます。詳しくは裏面をご覧ください。

1 被保険者氏名・保険料の計算対象となる月 (年度の期間にかかるものです。)

被保険者氏名	年度の期間にかかる月											
※当該年度の保険料が1か月以上かかっている人	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3

○は基礎分と支度金分、△は基礎分と支度金分と介護分、☆は子ども医療費の減額、◇は産前産後減額の計算対象
年度の途中で40歳または65歳になる人の介護分の計算期間や、年度の途中で75歳になる人の保険料の
計算対象は、裏面の「国民健康保険の被保険者資格と保険料について」内の説明もご覧ください。

2 保険料額の計算方法 (①～④はそれぞれ右の表に対応しています。)

所得割額①	均等割額②	減額額③	子ども・産前産後減額額④	減免額・独自控除額⑤
所得割額①＝基礎となる所得割額①(被保険者全員分を合算)×料率 ※1 料率 基礎分 支度金分 介護分 (年度)	※2 年額保険料額が最高限度額の場合は、所得割額①＝保険料額①－均等割額②			
均等割額②＝1人当たり均等割額×被保険者数①				
※1人当たり均等割額(年額) 基礎分 円 支度金分 円				
減額額③、子ども・産前産後減額額④、減免額・独自控除額⑤については別紙をご覧ください。				
年度の途中で被保険者数などの異動があった世帯は、加入月数に応じて保険料を計算します。				

こちらをご確認ください。

- 7 → ×申請不可
- 5 → ×申請不可
- 2 → ◎申請可能
- 空白 → ○所得要件を
満たせば申請可能

●年間保険料額

	所得割額③	均等割額④	減額額⑤	割合	子ども・産前産後減額額⑥	減免額・独自控除額⑦	保険料額⑧※1 (③+④-⑤-⑥-⑦)	差引増減額(⑧-⑨)
前 回 (変更前)	円	円	円		円	円	円	円
今 回 (変更後)	円	円	円		円	円	円	円
納付済額	円	円	円		円	円	円	円

●月割額 (区分)

納付月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
前 回 (変更前)	円	円	円	円	円	円	円
今 回 (変更後)	円	円	円	円	円	円	円
納付済額	円	円	円	円	円	円	円

※(特)と表示されている月は、その月

納付月	11月	12月	合計
前 回 (変更前)	円	円	円
今 回 (変更後)	円	円	円
納付済額	円	円	円

減額額⑤ 割合 子ども・産前産後減額額⑥ 合計

円 円 円 円

今回の決定により納め過ぎ
となった場合、後日、還付
通知を送ります。

太枠(赤枠)内拡大

6 納入場所 (納付書にお支払いいただく場合)
銀行などの金融機関、区役所、支所、市役
所、名古屋市指定コンビニエンスストア
※この通知書ではお支払いできません。

7 歳入科目
(合計) (国) (県) (市) (区)

所得割額①※2	所得割額③	均等割額④	減額額⑤	割合	子ども・産前産後減額額⑥	減免額・独自控除額⑦	保険料額⑧※1
円	円	円	円		円	円	円
円	円	円	円		円	円	円
円	円	円	円		円	円	円
円	円	円	円		円	円	円
円	円	円	円		円	円	円
円	円	円	円		円	円	円

※1 保険料額⑧は、基礎分・支度金分・介護分のそれぞれについて、10月未満の月数を切り捨て、合算しています。
※2 裏面の「基礎となる所得割額について」により算出した金額を被保険者全員で合算したものです。
市外から転入した人や世帯の世帯主が変更されている人については、所得がわかり次第、保険料の変更を行います。あらかじめ通知書を送付します。
※3 介護分は介護保険第2号被保険者(00～64歳の人)にかかります。